

令和2年11月6日

総合政策局安心生活政策課

トイレの利用に「心のバリアフリー」を！

～令和2年度「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」を実施します～

国土交通省では、トイレの様々な機能を必要とする方が、その機能を必要な時に利用できるよう、11月10日から12月9日までトイレの利用マナー啓発キャンペーンを実施し、トイレの利用における「心のバリアフリー」を推進します。

- 一般トイレを利用できる方が多機能トイレを利用することにより、多機能トイレにある設備や機能を真に必要とする方が利用できないことがあるなどお困りの声が寄せられております。

<さまざまな利用者が必要とするトイレの機能の例>

- (車椅子使用者等)広いスペースや手すりが必要
- (オストメイト)人工肛門等をケアする設備が必要
- (乳幼児連れの方)おむつ替えシートが必要
- (介助が必要な方)介助のため異性同伴で入れるトイレが必要

<便房設備の表示例>



障害のある人が使える設備



オストメイト用設備



おむつ交換台

- 国土交通省では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ハード整備と合わせた「心のバリアフリー」^{※1}を推進しており、その取組の1つとして、平成29年度から「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」を実施しています。
- また本年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が改正され、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務に、高齢者、障害者等^{※2}が障害者用トイレ等のバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨が追加されたところです。
- つきましては、令和2年度も引き続き、トイレの適正利用の推進のためのキャンペーンを実施します。

※1「心のバリアフリー」: 様々な心身の特性や感じ方が異なる人々も、互いを尊重し相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

※2高齢者、障害者等: 高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

～トイレの利用マナー啓発キャンペーン(令和2年度)～

【キャンペーン期間】

令和2年11月10日(火)～12月9日(水)

※11月10日(火)(いいトイレの日)、11月19日(木)(世界トイレの日)、
12月3日(木)～12月9日(水)(障害者週間)

【キャンペーン内容】

- ポスターの一斉掲示及びチラシの配布(別紙:2カ国語表記)
※協力依頼先・・・公共交通事業者、空港ターミナル会社、高速道路会社、地方公共団体等
- 国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知
- バリアフリー教室におけるトイレの利用マナー啓発講座の開催

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 担当: 杉野、大山

TEL: 03-5253-8111(内線 24-215,25-518), 03-5253-8307(直通), FAX: 03-5253-1552